

目次ページへ

目 次

問い合わせ先

<u>はじめに</u>	
1 . <u>自然再生推進法の制定まで</u>	
2 . <u>自然再生とは何か</u>	
3 . <u>自然再生推進法の概要</u>	
4. <u>地域における自然再生事業の進め方</u>	
(1) <u>自然再生協議会の組織化</u> 	
(2) <u>自然再生全体構想の作成</u>	
(3) <u>自然再生事業実施計画の作成</u>	
(4) <u>自然再生事業の実施</u> 	
(5) <u>その他自然再生の推進に当たって重要な視点</u>	
<u>自然再生推進法(全文)</u> 	
<u>自然再生基本方針(全文)</u> 	









はじめに

自然環境は、さまざまな生物が相互に係わり合い、 物質やエネルギーが循環することにより、 微妙なバランスの上に成り立っています。 しかし、これまで人間が行ってきた、 自然の再生産能力を超えた自然資源の過度な利用などの行為により、 自然環境が損なわれ衰退しつつあります。

わが国では、戦後、高度経済成長期を経て自然災害に対する 安全性や生活水準は向上してきましたが、 一方で、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動の増大によって 自然環境に大きな負荷を与えてきたことも確かです。

現在、自然と共生する社会の実現は重要な課題であり、 地域固有の生態系その他の自然環境について、 その特性に応じた保全に努めるとともに、 積極的な自然再生によって衰退しつつある 生態系その他の自然環境を取り戻すことが必要です。 自然再生の取り組みに向けて、平成15年1月1日、自然再生推進法が施行されました。

目次へ 次ページへ

1 自然再生推進法の制定まで



【平成13年7月】

「21世紀『環(わ)の国』づくり会議」報告 「順応的管理の手法を取り入れて積極的に自然を 再生する公共事業、すなわち「自然再生型公共事業」 の推進が必要」と提言

【平成13年12月】

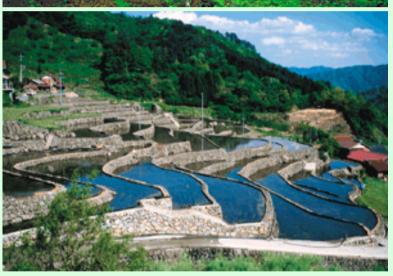
「総合規制改革会議」規制改革の

推進に関する第1次答申

「自然の再生、修復の有力な手法の一つに地域住民、



NPO等多様な主体の参画による自然再生事業が あり、(略)省庁の枠を超えて自然再生を効果的・ 効率的に推進するための条件整備が必要」



【平成14年3月】

新・生物多様性国家戦略

(地球環境保全に関する関係閣僚会議決定)

「自然再生」を今後展開すべき施策の大きな3つ の方向の一つとして位置づけ。その具体策である「自 然再生事業」の推進を規定。



【平成14年12月】

自然再生推進法が成立

【平成15年4月】

自然再生推進法に基づく自然再生基本方針を閣議決定

前ページへ

<u>次ページへ</u>

目次に戻る

2 自然再生とは何か

自然再生

過去に損なわれた自然環境を取り戻すことを目的として、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、NPO、専門家等の地域の多様な主体が参加して、自然環境を保全し、再生し、創出し、またはその状態を維持管理すること。(自然再生推進法第2条)

自然再生を目的として実施される自然再生事業は、開発行為等に 伴い損なわれる環境と同種のものをその近くに創出する代償措置 としてではなく、過去の社会経済活動等によって損なわれた生態 系その他の自然環境を取り戻すことを目的として行われるもので す。

自然再生事業は、河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林 その他の自然環境を対象とした次の4つの行為をいいます。



自然再生事業の3つの視点

生物の多様性確保を通じた自然との共生

地域の多様な主体の参加・連携

科学的知見に基づいた長期的視点からの順応的取り組み

3 自然再生推進法の概要

目的 自然再生推進法の目的は、自然再生に関する施策を総合的に推進し、生物の

多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の

保全に寄与することです。(第1条)

そのため、この法律には、

- ・自然再生についての基本理念、
- ・実施者等の責務、
- ・自然再生基本方針の策定その他の自然再生を推進するために必要な事項

を定めています。

基本理念 実施者(自然再生を行おうとする者)は、この基本理念にのっとって、

自然再生事業の実施に主体的に取り組むこととなります。(第3条)

自然再生は、健全で恵み豊かな自然が将来の世代にわたって維持されるとともに、 生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを旨として適切に行われなければならない。

自然再生は、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人、 自然環境に関し専門的知識を有する者等の地域の多様な主体が連携するとともに、 透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組んで実施されなければなりません。

自然再生は、地域における自然環境の特性、自然の復元力及び生態系の微妙な均衡を踏まえて、かつ、科学的知見に基づいて実施されなければなりません。

自然再生事業は、自然再生事業の着手後においても自然再生の状況を監視し、そ の監視の結果に科学的な評価を加え、これを当該自然再生事業に反映させる方法 により実施されなければなりません。

自然再生事業の実施に当たっては、自然環境の保全に関する学習の重要性にか んがみ、自然環境学習の場として活用が図られるよう配慮されなければなりません。

国または地方公共団体の支援・取組

国または地方公共団体は、自然再生の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るため、 以下の支援・取組に努めます。

- ・許認可等で適切な配慮
- ・実施者の相談に的確に応じることができる必要な体制の整備
- ・自然再生に関する情報の提供
- ・自然再生に関する研究開発の推進
- ・自然再生に関し行われる自然環境学習の振興及び自然再生に関する広報の充実
- ・自然再生事業の実施に関連して、地域の環境と調和のとれた農林水産業の推進

施

自然再生推進法に基づく自然再生事業実施の流れ

政府が自然再生基本方針を策定

* 自然再生基本方針(H15.4.1 閣議決定、p11参照)

(自然再生を総合的に推進するための基本方針)

自然再生事業の進行状況等を踏まえておおむね5年ごとに見直す。

地域において実施者の発意により 自然再生協議会を組織

* 実施者

自然再生事業を実施しようとする者 (NPO、民間団体、地方公共団体、国等)

* 自然再生協議会

自然再生事業の内容等について協議する。

構成メンバーは実施者のほか、地域住民、NPO、土地所有者、専門家などで自然再生 事業や活動に参加しようとする者、関係地方公共団体及び関係行政機関

自然再生協議会は 自然再生全体構想を策定

* 自然再生全体構想

自然再生の対象となる区域、自然再生の目的、 協議会参加者の役割分担等を定める。

- ①自然再生基本方針
- ②自然再生全体構想
- ③自然再生協議会での協議結果 に基づき

実施者は自然再生事業実施計画を策定

* 自然再生事業実施計画

事業の対象となる区域及びその内容、周辺地域の自 然環境との関係、自然環境保全上の意義及び効果、 事業の実施に関し必要な事項等を定める。 自然再生 専門家会議

自然環境に関し 専門的知識を 有する者

主務大臣

意見を聴く

及び 『道府県知事

※政府は関係行政 機関で構成する 自然再生推進会議 を設置

自然再生事業の実施



モニタリングを実施、評価し、 結果を事業に反映

前ページへ

次ページへ

メニューに戻る

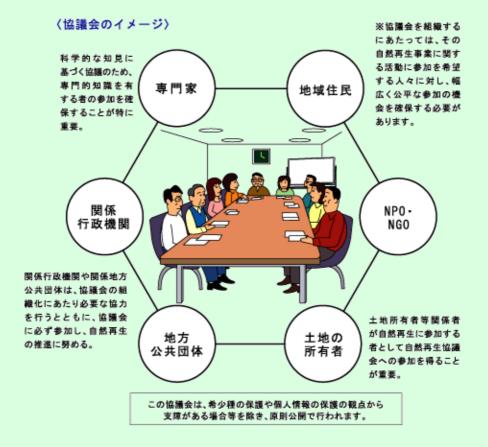
4 地域における自然再生事業の進め方

実施者による参加の呼びかけ

自然再生事業の実施者は、その事業の目的や内容を示し、

その地域の自然再生事業に関する活動に参加しようとする者に、

広く自然再生協議会への参加を呼びかけます。



自然再生協議会における事務

- 自然再生全体構想の作成
- ・自然再生事業実施計画の案に関する協議
- ・自然再生事業の実施に係る連絡調整
- ・モニタリングの結果の評価と、それを事業に適切に反映するための方法についての協議 等

前ページへ

次ページへ

メニューに戻る

全然 体再 構生 想 \odot 作 成

2

自然再生協議会では、地域の自然再生の全体的な 方向を定める「自然再生全体構想」を作成します。

自然再生全体構想の内容

- 自然再生の対象となる区域
- 自然再生の目標
- ・ 協議会に参加する者の名称又は氏名とその役割分担
- その他自然再生の推進に必要な事項

全体構想の作成に当たっては、事前に地域の自然環境に関する 科学的なデータの収集や、社会的状況に関する調査を実施し、 その結果をもとに協議会で協議します。

事再 施 計

0

作

成

自然再生協議会で作成された自然再生全体構想を踏まえ、実施者はそれぞれの 自然再生事業について定める「自然再生事業実施計画」を作成します。

自然再生事業実施計画の内容

- 個々の自然再生事業の対象となる区域
- 個々の自然再生事業の内容
- 周辺地域の自然環境との関係と自然環境の保全上の意義・効果
- 事前調査や事業期間中・実施後のモニタリングの具体的な計画
- その他自然再生事業の実施に必要な事項

実施計画の作成に当たっては、事前に科学的なデータを収集するとともに、必 要に応じて詳細な現地調査を実施したうえで、地域における自然環境の特性 に応じた適正な区域及び内容となるよう検討します。また、自然再生事業の対 象地域に生息・生育していない動植物が導入されることなどにより地域の生 物多様性に悪影響を与えることのないよう十分配慮することも大切です。

自然再生全体構想(協議会が作成) 実施計画 実施計画 実施者 実施者△△町 実施者〇〇 主務大臣 自然再生全体構想と 及び 自然再生事業実施計画 3 都道府県知事 の仕組み 2 [協議会での協議結果に基づき実施者が作成]

前ページへ

次ページへ

目次に戻る

生物等のモニタリング

順応的な実施

事業が始まったら、その事業を実施することに よって対象区域の自然がどう変化していくか を監視(モニタリング)します。

その結果を科学的に評価し、全体構想や実 施計画が適切でない場合は見直すなど、地域 の自然環境に関し専門的知識を有する者の協 力を得て、実状に沿った柔軟な事業を進めます。 モニタリングの結果によっては、事業の中止 を含め柔軟な対応を行います。

自然環境学習の推進

全体構想の対象区域で、自然環境学習を実 施する時は、実施計画で具体的な自然環境学 習プログラムを整備するように努めます。

自然環境学習の推進のためには、人材の育 成に努めるとともに、自然環境学習に関わる情 報を地域の中で広く共有することが大切です。



自然環境学習の様子

5

ത に再 当生 たの つ 7 重 な

視

地域における資源と 知見の把握と活用

間伐材や粗朶などの地域の自然資源 の活用、地域における経験と 実績に基づく知見の把握に努める。

地球規模の視野

地球規模で移動する野生動物の 生息地・中継地への配慮。 C02等の排出を削減した工法や、 森林の育成等、 地球温暖化対策への配慮。

地域の環境と調和した 農林水産業の推進

自然再生を効果的に進めるため、 農薬の使用の削減を行うなど 環境に配慮した農林水産業を推進。

広域的な連携

一つの地方公共団体の範囲を 越える広範囲の地域で自然環境が 減少又は劣化している場合、 広域的な観点からの共通の認識を 形成し、計画的に取り組む。

題名をクリックするとテキストを表示・ダウンロードすることができます。

自然再生基本方針

1 自然再生の推進に関する基本的方向

(1) わが国の自然環境を取り巻く状況

自然環境は、生物多様性と自然の物質循環を基礎とし、生態系が 微妙な均衡を保つことによって成り立っています。そして、自然環境は、 地球温暖化の防止、水環境の保全、大気環境の保全、野生生物の 生息環境としての役割などの機能を有しており、現在及び将来の人 間の生存に欠かすことのできない基盤となっています。また、自然環 境は、社会、経済、科学、教育、文化、芸術、レクリエーションなど様々な 観点から人間にとって有用な価値を有しています。

しかし、これまで人間が行ってきた自然の再生産能力を超えた自然 資源の過度な利用などの行為により、自然環境の悪化が進んでき ました。その結果、生物多様性は減少し、人間生存の基盤である有限な 自然環境が損なわれ、生態系は衰弱しつつあります。

わが国は、その地史や気候等を背景として、多様で豊かな自然環境を有しており、私たちは様々な恩恵を享受しています。一方、私たちは、地震、台風、豪雨などによる自然災害への備えを怠ることはできません。

戦後、高度経済成長期を経て自然災害に対する安全性や物質的な生活水準は向上してきましたが、その一方で、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動の増大に伴い、自然環境に大きな負荷を与えてきました。

また、自然に対する人為の働きかけによって維持されてきた里地里 山等における二次的な自然環境の質も、生活・生産様式の変化、人 口の減少など、社会経済の変化に伴い、その働きかけが縮小撤退す ることにより変化してきました。

このように、直接間接を問わず、様々な人間活動、人為の影響等によって、自然海岸や干潟、湿原などが減少しているほか、人工林や二次林の手入れ不足、耕作放棄地の拡大等により、わが国の生態系の質の劣化が進んでおり、メダカに代表される身近な野生生物の絶滅のおそれが高まるなど、わが国の自然環境は大きく変化しています。

の参加・連携により進めていくべきこと。

3)複雑で絶えず変化する生態系その他の自然環境を対象とすることを十分に認識し、科学的知見に基づいて、長期的な視点で順応的に取り組むべきこと。

これらの視点を踏まえた上で、自然再生の推進に関する基本的方向を次のとおり示します。

ア 自然再生事業の対象

自然再生を目的として実施される事業(以下「自然再生事業」という。)は、今後重視すべき先の3つの視点を明確にした新たな取組であり、開発行為等に伴い損なわれる環境と同種のものをその近くに創出する代償措置としてではなく、過去に行われた事業や人間活動等によって損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として行われるものです。

このような自然再生事業には、良好な自然環境が現存している場所においてその状態を積極的に維持する行為としての「保全」、自然環境が損なわれた地域において損なわれた自然環境を取り戻す行為としての「再生」、大都市など自然環境がほとんど失われた地域において大規模な緑の空間の造成などにより、その地域の自然生態系を取り戻す行為としての「創出」、再生された自然環境の状況をモニタリングし、その状態を長期間にわたって維持するために必要な管理を行う行為としての「維持管理」を含みます。

イ 地域の多様な主体の参加と連携

自然再生事業は、それぞれの地域に固有の生態系その他の自然 環境の再生を目指すものです。このため、どのような自然環境を取り 戻すのかという目標やどのように取り戻すのかという手法の検討等に ついては、それぞれの地域の自主性・主体性が尊重されるべきです。

自然再生事業の実施に当たっては、当該自然再生事業の構想策定や調査設計など、初期の段階から事業実施、実施後の維持管理に至るまで、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人その他の民間団体(以下「NPO等」という。)、自然環境に関し専門的知識を有する者等地域の多様な主体が参加・連携し、相互に情報を共有するとともに、透明性を確保しつつ、自主的かつ積

(2) 自然再生の方向性

現在、自然と共生する社会の実現と地球環境の保全が重要な課題となっています。このため、自然環境の価値を再認識し、長い歴史の中で育まれた地域固有の動植物や生態系その他の自然環境について、生態系の保全や生物種の保護のための取組を推進すべきことはもちろん、過去に損なわれた自然環境を積極的に取り戻す自然再生によって地域の自然環境を蘇らせることが必要となっています。

わが国は、南北に長く、モンスーン地帯に位置することなどから、豊かな生物相を有するとともに、変化に富んだ美しい自然を有しています。同時に、狭い国土面積に稠密な人口を抱え、その地形、地質、気象などの条件から自然災害を受けやすいという特性があるほか、土地利用の転換圧力が強い都市地域、農林水産業等を通じ二次的な自然を維持形成してきた農山漁村地域など、地域によって、自然を取り巻く状況に大きな違いがあります。このため、わが国での自然再生を考える際には、地域の自然環境の特性や社会経済活動等、地域における自然を取り巻く状況をよく踏まえるとともに、これらの社会経済活動等と地域における自然再生とが相互に十分な連携を保って進められることが必要です。

さらに、森林、農地、都市、河川、海岸等の生態系は、流域の水循環、物質循環等を介して密接な関係を有していることや、広い範囲を移動する野生生物の生態学的特性を踏まえ、地域の自然再生を進めるに当たっては、周辺地域とのつながりや流域単位の視点などの広域性を考慮する必要があります。

こうしたことを踏まえ、自然再生の視点として、次の3つを掲げます。

- 1)過去の社会経済活動等により損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的とし、健全で恵み豊かな自然が将来世代にわたって維持されるとともに、地域に固有の生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを旨とすべきこと。
- 2)地域に固有の生態系その他の自然環境の再生を目指す観点から、地域の自主性を尊重し、透明性を確保しつつ、地域の多様な主体

極的に取り組むことが重要です。

ウ 科学的知見に基づく実施

自然再生事業は、科学的知見に基づいて実施するべきであり、地域における自然環境の特性や生態系に関する知見を活用し、自然環境が損なわれた原因を科学的に明らかにするなど、科学的知見の十分な集積を基礎としながら、自然再生の必要性の検証を行うとともに、自然再生の目標や目標達成に必要な方法を定めることが必要です。

この場合、自然の復元力及び生態系の微妙な均衡を踏まえて行う ことが重要であり、工事等を行うことを前提とせず自然の復元力に委 ねる方法も考慮し、再生された自然環境が自律的に存続できるような 方法を含め、自然再生を行う方法を十分検討すべきです。

また、わが国では、間伐材や粗朶などの地域の自然資源を用いたり、人力を十分に活用した作業を行うなど伝統的な手法を行ってきたことを踏まえ、このような手法のうち自然と調和したきめ細かで丁寧な手法について、地域における経験と実績に基づく知見の把握に努めるとともに、その有効性を確認しつつ、自然再生の手法として用いていくことも必要です。

エ 順応的な進め方

自然再生事業は、複雑で絶えず変化する生態系その他の自然環境を対象とした事業であることから、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得て、自然環境に関する事前の十分な調査を行い、事業着手後も自然環境の再生状況をモニタリングし、その結果を科学的に評価し、これを当該自然再生事業に反映させる順応的な方法により実施することが必要です。

また、自然再生において、自然の復元力が十分に発揮されるよう条件を整えることにより回復の過程に導く場合や、その回復の過程の中で補助的に人の手を加える場合がありますが、生態系の健全性の回復には一般に長い期間が必要であることを十分に認識すべきです。

前ページへ

次ページへ

目次に戻る

このため、自然再生事業の実施に当たっては、自然再生の目標とする生態系その他の自然環境の機能を損なうことのないよう、自然環境が再生していく状況を長期的・継続的にモニタリングし、必要に応じ自然再生事業の中止や中止した場合に周辺環境へ影響が及ばないようにすることを含め、計画や事業の内容を見直していく順応的な進め方によることが重要です。

オ 自然環境学習の推進

自然環境学習は、自然環境に対する関心を喚起し、共通の理解を 深め、意識を向上させるとともに、希薄化した自然と人間との関係を 再構築する上から重要です。

自然環境学習を効果的に行うためには、単なる知識の伝達にとどまらず、直接的な自然体験、保全活動への参画などが必要です。地域における自然環境の特性を踏まえ、科学的知見に基づいて実施される自然再生は、自然環境学習の対象として適切であり、自然再生事業を実施している地域が、その地域の自然環境の特性、自然再生の技術及び自然の回復過程等自然環境に関する知識を実地に学ぶ場として十分に活用されるよう配慮する必要があります。その際、過剰な利用により自然再生に悪影響が及ばないようなルール作りも併せて行うことや、博物館、公民館等の社会教育施設、学校教育機関及び研究機関等の地域の関係機関との協力と連携を図ることも重要です。

カ その他自然再生の実施に必要な事項

自然再生を将来にわたって効果的に推進するため、国及び地方公 共団体は、調査研究の推進と科学技術の振興を図るとともに、全国 的な事例などの情報提供に努める必要があります。

自然再生に関する施策の実効を期するためには、地域住民等の理解と協力が不可欠であり、自然再生の取組に際しては、地域の協議会での話合いを通じて合意の形成を図るとともに、自然再生の対象となる区域において一定の権原を持つ土地の所有者等の理解と協力を得ながら進めることが不可欠です。国及び地方公共団体は、自然再生の重要性に関する理解を促進し、地域における自覚を高めるために、自然環境学習の効果的な実施を含め、普及啓発活動を積極的に推進する必要があります。

また、再生された自然環境が将来にわたって適切に維持されるよう、 自然再生の実施に際しては、地域の実状に応じて、自然環境の保全 に資する様々な施策との広範な連携や必要な財政上の措置を講ず るよう努めることも必要です。

さらに、自然再生を効果的に進めるためには、農林水産業は本来、

然再生が、地域の自然的社会的状況に応じて、国土の保全その他の公益との調整に留意して実施されるよう、協議会において十分検討することが必要です。

協議会の組織化及び運営は、実施者及び協議会が責任を持って行うことになりますが、その際、次の事項に留意するものとします。

(1)協議会の組織化

- ア 実施者は、その実施しようとする自然再生事業の目的や内容等を 明示して協議会を組織する旨を広く公表し、NPO等地域において自 然再生事業に関する活動に参加しようとする者に対し、幅広くかつ公 平な参加の機会を確保すること。
- イ 自然再生は、地域の多様な主体が連携し実施されるものであり、協 議会にはできるだけ、自然再生に参加する地域の多様な主体が参加 するよう努めること。

この場合、協議会において科学的な知見に基づいた協議等が行われることが重要であることを踏まえ、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協議会への参加を確保することが特に重要であること。

また、自然再生事業を円滑に推進する観点から、土地の所有者等の関係者についても自然再生の趣旨を理解し自然再生に参加する者として協議会への参加を得ることが重要であること。

ウ 関係行政機関が実施者の相談に的確に応じるなど、関係行政機 関及び関係地方公共団体は、協議会の組織化に係る必要な協力を 行うとともに、その構成員として協議会に参加し、自然再生を推進する ための措置を講ずるよう努めること。

(2)協議会の運営

- ア 協議会の運営に際しては、自然再生事業の対象となる区域における自然再生に関する合意の形成を基本とし、協議会における総意の下、 公正かつ適正な運営を図ること。
- イ 協議会においては、地域の自然環境に関し専門的知識を有する 者の協力を得て客観的かつ科学的なデータに基づいた協議等がなさ れるよう、地域の実状に応じた体制を整えることが重要であること。
- ウ 協議会は、希少種の保護上又は個人情報の保護上支障のある場合等を除き、原則公開とし、協議会の運営に係る透明性を確保するこ

自然の物質循環機能に依存した持続的な生産活動であり、里地里 山等の二次的自然の形成に寄与してきたことを踏まえ、自然再生事 業に関連して、関係者の合意を得ながら、農薬や化学肥料などの使 用の削減等による環境に配慮した農業生産活動や水路、ため池、水 田のあぜ等の持続的な維持管理活動の実施、生物多様性に配慮し た森林施業の実施、漁場環境の再生状況に応じた漁具の選定や漁 期の設定など、地域の環境と調和のとれた農林水産業を推進するこ とが必要です。また、長年にわたって自然環境と共存して活動してき た農林漁業者をはじめとする地域の知見を尊重しながら進めることが 重要です。

なお、自然再生に当たっては、地球環境保全に寄与する観点から、 地域の実情に応じて、地球規模で移動する野生動物の生息地・中継 地への配慮や温室効果ガスの排出を低減した工法の採用、二酸化 炭素の吸収源となる森林の適正な管理等を通じた地球温暖化対策 への配慮が必要です。

2 自然再生協議会に関する基本的事項

地域における自然再生の推進に際しては、自然再生事業を実施しようとする者(以下「実施者」という。)が、地域住民、NPO等、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地の所有者等その他の自然再生事業又はこれに関連する活動に参加しようとする者、関係行政機関及び関係地方公共団体により構成される自然再生協議会(以下「協議会」という。)を組織し、協議会において、自然再生全体構想の作成、自然再生事業実施計画の案の協議、自然再生事業の実施に係る様々な連絡調整が適切になされることが必要です。この際、自

- と。また、協議会の運営に当たっては、必要に応じ外部からの意見聴 取も行うこと。
- エ 協議会は、自然再生事業の実施に係る連絡調整の継続的な実施 のための方法や当該自然再生事業のモニタリングの結果の評価及 び評価結果の事業への適切な反映のための方法について協議する こと。
- オ 協議会の運営等の事務の担い手は、協議会の合意のもと、協議会 に参加する者から選任することとし、協議会に参加する者は積極的に 運営に協力すること。
- 3 自然再生全体構想及び自然再生事業実施計画の作成に関する 基本的事項

自然再生事業の実施に当たっては、自然再生全体構想(以下「全体構想」という。)及び自然再生事業実施計画(以下「実施計画」という。)を作成することが必要です。

全体構想は、自然再生基本方針に即して、自然再生の対象となる 区域、自然再生の目標、協議会に参加する者の名称又は氏名及びそ の役割分担、その他自然の再生の推進に必要な事項を定めることとし、 地域の自然再生の全体的な方向性を定めます。また、実施計画は、 自然再生基本方針に基づき、個々の自然再生事業の対象となる区域 及びその内容、当該区域の周辺地域の自然環境との関係並びに自 然環境の保全上の意義及び効果、その他自然再生事業の実施に関 し必要な事項を定めることとし、全体構想の下、個々の自然再生事業

前ページへ

次ページへ

目次に戻る

の内容を明らかにするものです。

全体構想及び実施計画の作成に当たっては、次の事項に留意するものとします。

(1) 科学的な調査及びその評価の方法

全体構想及び実施計画の作成に当たっては、協議会において、必要に応じて分科会、小委員会等の設置を行うことなどを通じて、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得つつ、事前の調査とその結果の評価を科学的な知見に基づいて行うこと。

その際、実行可能なより良い技術や方法が取り入れられているか 否かの検討等を通じて、全体構想及び実施計画の妥当性を検証し、 これらの検討の経過を明らかにできるように整理する必要があること。

(2)全体構想の内容

- ア 全体構想の作成に当たっては、事前に地域の自然環境に係る客観的かつ科学的なデータの収集や社会的状況に関する調査を実施し、 その結果を基に協議会において十分な協議を行うこと。
- イ 全体構想は、地域の自然再生の対象となる区域における自然再生 の全体的な方向性を定めることとし、当該地域で複数の実施計画が 進められる場合には、個々の実施計画を束ねる内容とすること。
- ウ 全体構想においては、自然再生の対象となる区域やその区域における自然再生の目標について、地域における客観的かつ科学的なデータを基礎として、できる限り具体的に設定するとともに、その目標達成のために必要な自然再生事業の種類及び概要、協議会に参加する者による役割分担等を定めること。

(3) 実施計画の内容

- ア 実施者は、実施計画の作成に当たっては、全体構想、地域の自然 環境及び社会的状況に関する最新のデータに基づき、協議会におけ る十分な協議の結果を踏まえて行うこと。
- イ 自然再生事業の対象となる区域及びその内容については、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得て、事前に地域の自然環境に係る客観的かつ科学的なデータを収集するとともに、必要に応じて詳細な現地調査を実施し、その結果を基に、地域における自然環境の特性に応じた適正なものとなるよう十分検討すること。

この場合、実施計画の見直しについては、協議会での十分な協議の結果を踏まえて行うこと。

4 自然再生に関して行われる自然環境学習の推進に関する 基本的事項

自然再生の対象となる区域を自然の回復過程等自然環境に関する知識を実地に学ぶ場とすることは有意義であることから、全体構想の対象となる区域において自然環境学習を実施しようとする者は、自然環境学習の推進に関して、次の事項に留意するものとします。

(1) 自然環境学習プログラムの整備

自然環境学習を含めた自然環境の活用について十分検討し、実施計画において、対象となる区域における具体的な自然環境学習プログラムを整備するよう努めること。

(2) 人材の育成

自然環境学習の円滑な推進のため、ボランティアやNPO等との連携を図りつつ、地域ごとに自然環境学習を担う人材の育成に努めること。

(3)情報の共有

自然環境学習の場、機会、人材、プログラム等に係る情報を地域の中で広く共有するよう努めること。

5 その他自然再生の推進に関する重要事項

その他、自然再生の推進に当たっては、次の重要事項に留意するものとします。

(1) 自然再生推進会議・自然再生専門家会議

環境省、農林水産省、国土交通省は、自然再生を率先して進める 観点から、自然再生推進会議での連絡調整などを通じて、その他の 関係行政機関を含めた連携の一層の強化を図ること。

また、自然再生推進会議及び自然再生専門家会議については、原 則公開とし、これらの会議の運営に係る透明性を確保すること。この 観点から、その構成、事務局など、これらの会議の設置に関する事項は、 それぞれの会議の設置の際に別途定め、公開すること。

- ウ 実施計画には、自然再生事業の対象となる区域とその周辺における自然環境及び社会的状況に関する事前調査の実施並びに自然再生事業の実施期間中及び実施後の自然再生の状況のモニタリングに関して、その時期、頻度等具体的な計画を記載することとし、その内容については、協議会において協議すること。
- エ 自然再生事業の実施に関連して、自然再生事業の対象となる地域 に生息・生育していない動植物が導入されることなどにより地域の生 物多様性に悪影響を与えることのないよう十分配慮すること。
- オ 全体構想の下、複数の実施計画が作成される場合には、各実施者は、協議会における情報交換等を通じて、自然再生に係る情報を互いに共有し、自然再生の効果が全体として発揮されるよう配慮すること。

(4)情報の公開

全体構想及び実施計画の作成に当たっては、その作成過程における案の内容に係る情報を原則公開とし、透明性を確保すること。

(5) 全体構想及び実施計画の見直し

実施者は、自然再生事業の実施期間中又は実施後のモニタリングの結果について、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得つつ科学的に評価した上で、必要に応じ自然再生事業を中止することを含め、当該自然再生事業への反映について柔軟な対応を行うとともに、必要に応じて、全体構想については協議会が、実施計画については実施者が、それぞれ主体となって柔軟に見直すこと。

(2)調査研究の推進

国及び地方公共団体は、地域の自然環境データを長期的・継続的に把握し適切に提供するとともに、自然再生に関する技術の研究開発に努めること。

(3)情報の収集と提供

国及び地方公共団体は、海外又は国内における自然再生に関する事業や活動の実例など、自然再生に関する情報の収集及び提供を行うこと。その際、国は、全国における多様な実施者により実施されている自然再生事業について、その概要と進捗状況を網羅的に紹介するホームページの作成など、効率的かつ効果的な情報の収集と提供がなされるよう手法の検討と体制整備に努めること。

(4) 普及啓発

国及び地方公共団体は、自然環境の現状やその保全・再生の重要性について、地域住民、NPO等の理解を促進し、自覚を高めるための普及啓発活動を行うこと。

(5) 広域的な連携

大都市圏等、一つの地方公共団体の範囲を越えるような広範囲の 地域において自然環境が減少又は劣化している場合には、国及び地 方公共団体は、当該地域の多様な主体の参加を得て、広域的な観 点からの共通の認識を形成し、計画的に自然再生に取り組むことが 重要であること。

前ページへ

次ページへ

メニューに戻る

自然再生基本方針

1 自然再生の推進に関する基本的方向

(1) わが国の自然環境を取り巻く状況

自然環境は、生物多様性と自然の物質循環を基礎とし、生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っています。そして、自然環境は、地球温暖化の防止、水環境の保全、大気環境の保全、野生生物の生息環境としての役割などの機能を有しており、現在及び将来の人間の生存に欠かすことのできない基盤となっています。また、自然環境は、社会、経済、科学、教育、文化、芸術、レクリエーションなど様々な観点から人間にとって有用な価値を有しています。

しかし、これまで人間が行ってきた自然の再生産能力を超えた自然資源の過度な利用などの行為により、自然環境の悪化が進んできました。その結果、生物多様性は減少し、人間生存の基盤である有限な自然環境が損なわれ、生態系は衰弱しつつあります。

わが国は、その地史や気候等を背景として、多様で豊かな自然環境を有しており、私たちは様々な恩恵を享受しています。一方、私たちは、地震、台風、豪雨などによる自然災害への備えを怠ることはできません。

戦後、高度経済成長期を経て自然災害に対する安全性や物質的な生活水準は向上してきましたが、その一方で、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動の増大に伴い、自然環境に大きな負荷を与えてきました。

また、自然に対する人為の働きかけによって維持されてきた里地里山等における二次的な自然環境の質も、生活・生産様式の変化、人口の減少など、社会経済の変化に伴い、その働きかけが縮小撤退することにより変化してきました。

このように、直接間接を問わず、様々な人間活動、人為の影響等によって、自然海岸や干潟、湿原などが減少しているほか、人工林や二次林の手入れ不足、耕作放棄地の拡大等により、わが国の生態系の質の劣化が進んでおり、メダカに代表される身近な野生生物の絶滅のおそれが高まるなど、わが国の自然環境は大きく変化しています。

(2) 自然再生の方向性

現在、自然と共生する社会の実現と地球環境の保全が重要な課題となっています。このため、自然環境の価値を再認識し、長い歴史の中で育まれた地域固有の動植物や生態系その他の自然環境について、生態系の保全や生物種の保護のための取組を推進すべきことはもちろん、過去に損なわれた自然環境を積極的に取り戻す自然再生によって地域の自然環境を蘇らせることが必要となっています。

わが国は、南北に長く、モンスーン地帯に位置することなどから、豊かな生物相を有するとともに、変化に富んだ美しい自然を有しています。同時に、狭い国土面積に稠密な人口を抱え、その地形、地質、気象などの条件から自然災害を受けやすいという特性があるほか、土地利用の転換圧力が強い都市地域、農林水産業等を通じ二次的な自然を維持形成してきた農山漁村地域など、地域によって、自然を取り巻く状況に大きな違いがあります。このため、わが国での自然再生を考える際には、地域の自然環境の特性や社会経済活動等、地域における自然を取り巻く状況をよく踏まえるとともに、これらの社会経済活動等と地域における自然再生とが相互に十分な連携を保って進められることが必要です。

さらに、森林、農地、都市、河川、海岸等の生態系は、流域の水循環、物質循環等を介して密接な関係を有していることや、広い範囲を移動する野生生物の生態学的特性を踏まえ、 地域の自然再生を進めるに当たっては、周辺地域とのつながりや流域単位の視点などの広域 性を考慮する必要があります。

こうしたことを踏まえ、自然再生の視点として、次の3つを掲げます。

- 1)過去の社会経済活動等により損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的とし、健全で恵み豊かな自然が将来世代にわたって維持されるとともに、地域に固有の生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを旨とすべきこと。
- 2)地域に固有の生態系その他の自然環境の再生を目指す観点から、地域の自主性を尊重し、透明性を確保しつつ、地域の多様な主体の参加・連携により進めていくべきこと。
- 3)複雑で絶えず変化する生態系その他の自然環境を対象とすることを十分に認識し、科学的知見に基づいて、長期的な視点で順応的に取り組むべきこと。

これらの視点を踏まえた上で、自然再生の推進に関する基本的方向を次のとおり示します。

ア 自然再生事業の対象

自然再生を目的として実施される事業(以下「自然再生事業」という。)は、今後重視すべき先の3つの視点を明確にした新たな取組であり、開発行為等に伴い損なわれる環境と同種のものをその近くに創出する代償措置としてではなく、過去に行われた事業や人間活動等によって損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として行われるものです。

このような自然再生事業には、良好な自然環境が現存している場所においてその状態を積極的に維持する行為としての「保全」、自然環境が損なわれた地域において損なわれた自然環境を取り戻す行為としての「再生」、大都市など自然環境がほとんど失われた地域において大規模な緑の空間の造成などにより、その地域の自然生態系を取り戻す行為としての「創出」、再生された自然環境の状況をモニタリングし、その状態を長期間にわたって維持するために必要な管理を行う行為としての「維持管理」を含みます。

イ 地域の多様な主体の参加と連携

自然再生事業は、それぞれの地域に固有の生態系その他の自然環境の再生を目指すものです。このため、どのような自然環境を取り戻すのかという目標やどのように取り戻すのかという手法の検討等については、それぞれの地域の自主性・主体性が尊重されるべきです。

自然再生事業の実施に当たっては、当該自然再生事業の構想策定や調査設計など、初期の 段階から事業実施、実施後の維持管理に至るまで、関係行政機関、関係地方公共団体、地域 住民、特定非営利活動法人その他の民間団体(以下「NPO等」という。)、自然環境に関 し専門的知識を有する者等地域の多様な主体が参加・連携し、相互に情報を共有するととも に、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組むことが重要です。

ウ 科学的知見に基づく実施

自然再生事業は、科学的知見に基づいて実施するべきであり、地域における自然環境の特性や生態系に関する知見を活用し、自然環境が損なわれた原因を科学的に明らかにするなど、科学的知見の十分な集積を基礎としながら、自然再生の必要性の検証を行うとともに、自然再生の目標や目標達成に必要な方法を定めることが必要です。

この場合、自然の復元力及び生態系の微妙な均衡を踏まえて行うことが重要であり、工事等を行うことを前提とせず自然の復元力に委ねる方法も考慮し、再生された自然環境が自律的に存続できるような方法を含め、自然再生を行う方法を十分検討すべきです。

また、わが国では、間伐材や粗朶などの地域の自然資源を用いたり、人力を十分に活用した作業を行うなど伝統的な手法を行ってきたことを踏まえ、このような手法のうち自然と調

和したきめ細かで丁寧な手法について、地域における経験と実績に基づく知見の把握に努めるとともに、その有効性を確認しつつ、自然再生の手法として用いていくことも必要です。

エ 順応的な進め方

自然再生事業は、複雑で絶えず変化する生態系その他の自然環境を対象とした事業であることから、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得て、自然環境に関する事前の十分な調査を行い、事業着手後も自然環境の再生状況をモニタリングし、その結果を科学的に評価し、これを当該自然再生事業に反映させる順応的な方法により実施することが必要です。

また、自然再生において、自然の復元力が十分に発揮されるよう条件を整えることにより回復の過程に導く場合や、その回復の過程の中で補助的に人の手を加える場合がありますが、生態系の健全性の回復には一般に長い期間が必要であることを十分に認識すべきです。

このため、自然再生事業の実施に当たっては、自然再生の目標とする生態系その他の自然環境の機能を損なうことのないよう、自然環境が再生していく状況を長期的・継続的にモニタリングし、必要に応じ自然再生事業の中止や中止した場合に周辺環境へ影響が及ばないようにすることを含め、計画や事業の内容を見直していく順応的な進め方によることが重要です。

オ 自然環境学習の推進

自然環境学習は、自然環境に対する関心を喚起し、共通の理解を深め、意識を向上させるとともに、希薄化した自然と人間との関係を再構築する上から重要です。

自然環境学習を効果的に行うためには、単なる知識の伝達にとどまらず、直接的な自然体験、保全活動への参画などが必要です。地域における自然環境の特性を踏まえ、科学的知見に基づいて実施される自然再生は、自然環境学習の対象として適切であり、自然再生事業を実施している地域が、その地域の自然環境の特性、自然再生の技術及び自然の回復過程等自然環境に関する知識を実地に学ぶ場として十分に活用されるよう配慮する必要があります。その際、過剰な利用により自然再生に悪影響が及ばないようなルール作りも併せて行うことや、博物館、公民館等の社会教育施設、学校教育機関及び研究機関等の地域の関係機関との協力と連携を図ることも重要です。

カーその他自然再生の実施に必要な事項

自然再生を将来にわたって効果的に推進するため、国及び地方公共団体は、調査研究の推進と科学技術の振興を図るとともに、全国的な事例などの情報提供に努める必要があります。

自然再生に関する施策の実効を期するためには、地域住民等の理解と協力が不可欠であり、自然再生の取組に際しては、地域の協議会での話合いを通じて合意の形成を図るとともに、自然再生の対象となる区域において一定の権原を持つ土地の所有者等の理解と協力を得ながら進めることが不可欠です。国及び地方公共団体は、自然再生の重要性に関する理解を促進し、地域における自覚を高めるために、自然環境学習の効果的な実施を含め、普及啓発活動を積極的に推進する必要があります。

また、再生された自然環境が将来にわたって適切に維持されるよう、自然再生の実施に際しては、地域の実状に応じて、自然環境の保全に資する様々な施策との広範な連携や必要な財政上の措置を講ずるよう努めることも必要です。

さらに、自然再生を効果的に進めるためには、農林水産業は本来、自然の物質循環機能に依存した持続的な生産活動であり、里地里山等の二次的自然の形成に寄与してきたことを踏まえ、自然再生事業に関連して、関係者の合意を得ながら、農薬や化学肥料などの使用の削減等による環境に配慮した農業生産活動や水路、ため池、水田のあぜ等の持続的な維持管理

活動の実施、生物多様性に配慮した森林施業の実施、漁場環境の再生状況に応じた漁具の選定や漁期の設定など、地域の環境と調和のとれた農林水産業を推進することが必要です。また、長年にわたって自然環境と共存して活動してきた農林漁業者をはじめとする地域の知見を尊重しながら進めることが重要です。

なお、自然再生に当たっては、地球環境保全に寄与する観点から、地域の実情に応じて、 地球規模で移動する野生動物の生息地・中継地への配慮や温室効果ガスの排出を低減した工 法の採用、二酸化炭素の吸収源となる森林の適正な管理等を通じた地球温暖化対策への配慮 が必要です。

2 自然再生協議会に関する基本的事項

地域における自然再生の推進に際しては、自然再生事業を実施しようとする者(以下「実施者」という。)が、地域住民、NPO等、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地の所有者等その他の自然再生事業又はこれに関連する活動に参加しようとする者、関係行政機関及び関係地方公共団体により構成される自然再生協議会(以下「協議会」という。)を組織し、協議会において、自然再生全体構想の作成、自然再生事業実施計画の案の協議、自然再生事業の実施に係る様々な連絡調整が適切になされることが必要です。この際、自然再生が、地域の自然的社会的状況に応じて、国土の保全その他の公益との調整に留意して実施されるよう、協議会において十分検討することが必要です。

協議会の組織化及び運営は、実施者及び協議会が責任を持って行うことになりますが、その際、次の事項に留意するものとします。

(1)協議会の組織化

ア 実施者は、その実施しようとする自然再生事業の目的や内容等を明示して協議会を組織する旨を広く公表し、NPO等地域において自然再生事業に関する活動に参加しようとする者に対し、幅広くかつ公平な参加の機会を確保すること。

イ 自然再生は、地域の多様な主体が連携し実施されるものであり、協議会にはできるだけ、自然再生に参加する地域の多様な主体が参加するよう努めること。

この場合、協議会において科学的な知見に基づいた協議等が行われることが重要であることを踏まえ、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協議会への参加を確保することが特に重要であること。

また、自然再生事業を円滑に推進する観点から、土地の所有者等の関係者についても自然 再生の趣旨を理解し自然再生に参加する者として協議会への参加を得ることが重要であるこ と。

ウ 関係行政機関が実施者の相談に的確に応じるなど、関係行政機関及び関係地方公共団体は、協議会の組織化に係る必要な協力を行うとともに、その構成員として協議会に参加し、自然再生を推進するための措置を講ずるよう努めること。

(2)協議会の運営

ア 協議会の運営に際しては、自然再生事業の対象となる区域における自然再生に関する 合意の形成を基本とし、協議会における総意の下、公正かつ適正な運営を図ること。

イ 協議会においては、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得て客観的かつ科学的なデータに基づいた協議等がなされるよう、地域の実状に応じた体制を整えるこ

とが重要であること。

- ウ 協議会は、希少種の保護上又は個人情報の保護上支障のある場合等を除き、原則公開とし、協議会の運営に係る透明性を確保すること。また、協議会の運営に当たっては、必要に応じ外部からの意見聴取も行うこと。
- エ 協議会は、自然再生事業の実施に係る連絡調整の継続的な実施のための方法や当該自 然再生事業のモニタリングの結果の評価及び評価結果の事業への適切な反映のための方法に ついて協議すること。
- オ 協議会の運営等の事務の担い手は、協議会の合意のもと、協議会に参加する者から選任することとし、協議会に参加する者は積極的に運営に協力すること。
- 3 自然再生全体構想及び自然再生事業実施計画の作成に関する基本的事項 自然再生事業の実施に当たっては、自然再生全体構想(以下「全体構想」という。)及び 自然再生事業実施計画(以下「実施計画」という。)を作成することが必要です。

全体構想は、自然再生基本方針に即して、自然再生の対象となる区域、自然再生の目標、協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担、その他自然の再生の推進に必要な事項を定めることとし、地域の自然再生の全体的な方向性を定めます。また、実施計画は、自然再生基本方針に基づき、個々の自然再生事業の対象となる区域及びその内容、当該区域の周辺地域の自然環境との関係並びに自然環境の保全上の意義及び効果、その他自然再生事業の実施に関し必要な事項を定めることとし、全体構想の下、個々の自然再生事業の内容を明らかにするものです。

全体構想及び実施計画の作成に当たっては、次の事項に留意するものとします。

(1) 科学的な調査及びその評価の方法

全体構想及び実施計画の作成に当たっては、協議会において、必要に応じて分科会、小委員会等の設置を行うことなどを通じて、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得つつ、事前の調査とその結果の評価を科学的な知見に基づいて行うこと。

その際、実行可能なより良い技術や方法が取り入れられているか否かの検討等を通じて、 全体構想及び実施計画の妥当性を検証し、これらの検討の経過を明らかにできるように整理 する必要があること。

(2)全体構想の内容

ア 全体構想の作成に当たっては、事前に地域の自然環境に係る客観的かつ科学的なデータの収集や社会的状況に関する調査を実施し、その結果を基に協議会において十分な協議を 行うこと。

- イ 全体構想は、地域の自然再生の対象となる区域における自然再生の全体的な方向性を 定めることとし、当該地域で複数の実施計画が進められる場合には、個々の実施計画を束ね る内容とすること。
- ウ 全体構想においては、自然再生の対象となる区域やその区域における自然再生の目標について、地域における客観的かつ科学的なデータを基礎として、できる限り具体的に設定するとともに、その目標達成のために必要な自然再生事業の種類及び概要、協議会に参加する者による役割分担等を定めること。

(3) 実施計画の内容

ア 実施者は、実施計画の作成に当たっては、全体構想、地域の自然環境及び社会的状況に関する最新のデータに基づき、協議会における十分な協議の結果を踏まえて行うこと。

- イ 自然再生事業の対象となる区域及びその内容については、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得て、事前に地域の自然環境に係る客観的かつ科学的なデータを収集するとともに、必要に応じて詳細な現地調査を実施し、その結果を基に、地域における自然環境の特性に応じた適正なものとなるよう十分検討すること。
- ウ 実施計画には、自然再生事業の対象となる区域とその周辺における自然環境及び社会的状況に関する事前調査の実施並びに自然再生事業の実施期間中及び実施後の自然再生の状況のモニタリングに関して、その時期、頻度等具体的な計画を記載することとし、その内容については、協議会において協議すること。
- エ 自然再生事業の実施に関連して、自然再生事業の対象となる地域に生息・生育していない動植物が導入されることなどにより地域の生物多様性に悪影響を与えることのないよう十分配慮すること。
- オ 全体構想の下、複数の実施計画が作成される場合には、各実施者は、協議会における情報交換等を通じて、自然再生に係る情報を互いに共有し、自然再生の効果が全体として発揮されるよう配慮すること。

(4)情報の公開

全体構想及び実施計画の作成に当たっては、その作成過程における案の内容に係る情報を原則公開とし、透明性を確保すること。

(5) 全体構想及び実施計画の見直し

実施者は、自然再生事業の実施期間中又は実施後のモニタリングの結果について、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得つつ科学的に評価した上で、必要に応じ自然再生事業を中止することを含め、当該自然再生事業への反映について柔軟な対応を行うとともに、必要に応じて、全体構想については協議会が、実施計画については実施者が、それぞれ主体となって柔軟に見直すこと。この場合、実施計画の見直しについては、協議会での十分な協議の結果を踏まえて行うこと。

4 自然再生に関して行われる自然環境学習の推進に関する基本的事項

自然再生の対象となる区域を自然の回復過程等自然環境に関する知識を実地に学ぶ場とすることは有意義であることから、全体構想の対象となる区域において自然環境学習を実施しようとする者は、自然環境学習の推進に関して、次の事項に留意するものとします。

(1) 自然環境学習プログラムの整備

自然環境学習を含めた自然環境の活用について十分検討し、実施計画において、対象となる区域における具体的な自然環境学習プログラムを整備するよう努めること。

(2) 人材の育成

自然環境学習の円滑な推進のため、ボランティアやNPO等との連携を図りつつ、地域ごとに自然環境学習を担う人材の育成に努めること。

(3)情報の共有

自然環境学習の場、機会、人材、プログラム等に係る情報を地域の中で広く共有するよう 努めること。

5 その他自然再生の推進に関する重要事項 その他、自然再生の推進に当たっては、次の重要事項に留意するものとします。

(1) 自然再生推進会議・自然再生専門家会議

環境省、農林水産省、国土交通省は、自然再生を率先して進める観点から、自然再生推進会議での連絡調整などを通じて、その他の関係行政機関を含めた連携の一層の強化を図ること。

また、自然再生推進会議及び自然再生専門家会議については、原則公開とし、これらの会議の運営に係る透明性を確保すること。この観点から、その構成、事務局など、これらの会議の設置に関する事項は、それぞれの会議の設置の際に別途定め、公開すること。

(2)調査研究の推進

国及び地方公共団体は、地域の自然環境データを長期的・継続的に把握し適切に提供するとともに、自然再生に関する技術の研究開発に努めること。

(3)情報の収集と提供

国及び地方公共団体は、海外又は国内における自然再生に関する事業や活動の実例など、自然再生に関する情報の収集及び提供を行うこと。その際、国は、全国における多様な実施者により実施されている自然再生事業について、その概要と進捗状況を網羅的に紹介するホームページの作成など、効率的かつ効果的な情報の収集と提供がなされるよう手法の検討と体制整備に努めること。

(4) 普及啓発

国及び地方公共団体は、自然環境の現状やその保全・再生の重要性について、地域住民、NPO等の理解を促進し、自覚を高めるための普及啓発活動を行うこと。

(5) 広域的な連携

大都市圏等、一つの地方公共団体の範囲を越えるような広範囲の地域において自然環境が減少又は劣化している場合には、国及び地方公共団体は、当該地域の多様な主体の参加を得て、広域的な観点からの共通の認識を形成し、計画的に自然再生に取り組むことが重要であること。

題名をクリックするとテキストを表示・ダウンロードすることができます。

自然再生推進法(平成14年法律第148号)

(目的)

第一条 この法律は、自然再生についての基本理念を定め、 及び実施者等の責務を明らかにするとともに、自然再生基本方針の策定その他の自然再生を推進するために必要な 事項を定めることにより、自然再生に関する施策を総合的に 推進し、もって生物の多様性の確保を通じて自然と共生す る社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与する ことを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において「自然再生」とは、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)、自然環境に関し専門的知識を有する者等の地域の多様な主体が参加して、河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林その他の自然環境を保全し、再生し、若しくは創出し、又はその状態を維持管理することをいう。
- 2 この法律において「自然再生事業」とは、自然再生を目的として実施される事業をいう。
- 3 この法律において「土地の所有者等」とは、土地若しくは木 竹の所有者又は土地若しくは木竹の使用及び収益を目的 とする権利、漁業権若しくは入漁権(臨時設備その他一時 使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する 者をいう。

づき自然再生事業の対象となる区域の一部又は全部を管理する者からの委託を受けて自然再生事業を実施しようとする者を含む。以下「実施者」という。)は、基本理念にのっとり、自然再生事業の実施に主体的に取り組むよう努めなければならない。

(他の公益との調整)

第六条 自然再生は、国土の保全その他の公益との調整に留 意して実施されなければならない。

(自然再生基本方針)

- 第七条 政府は、自然再生に関する施策を総合的に推進する ための基本方針(以下「自然再生基本方針」という。)を定 めなければならない。
- 2 自然再生基本方針には、次の事項を定めるものとする。
 - ー 自然再生の推進に関する基本的方向
 - 二 次条第一項に規定する協議会に関する基本的事項
 - 三 次条第二項第一号の自然再生全体構想及び第九条第 一項に規定する自然再生事業実施計画の作成に関す る基本的事項
 - 四 自然再生に関して行われる自然環境学習の推進に関する基本的事項
 - 五 その他自然再生の推進に関する重要事項
- 3 環境大臣は、あらかじめ農林水産大臣及び国土交通大臣と協議して自然再生基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 環境大臣は、自然再生基本方針の案を作成しようとすると

(基本理念)

- 第三条 自然再生は、健全で恵み豊かな自然が将来の世代に わたって維持されるとともに、生物の多様性の確保を通じて 自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保 全に寄与することを旨として適切に行われなければならない。
- 2 自然再生は、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、 特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有す る者等の地域の多様な主体が連携するとともに、透明性を 確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組んで実施されなけ ればならない。
- 3 自然再生は、地域における自然環境の特性、自然の復元力 及び生態系の微妙な均衡を踏まえて、かつ、科学的知見に 基づいて実施されなければならない。
- 4 自然再生事業は、自然再生事業の着手後においても自然 再生の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を 加え、これを当該自然再生事業に反映させる方法により実 施されなければならない。
- 5 自然再生事業の実施に当たっては、自然環境の保全に関する学習(以下「自然環境学習」という。)の重要性にかんがみ、自然環境学習の場として活用が図られるよう配慮されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、地域住民、特定非営利活動 法人その他の民間の団体等が実施する自然再生事業につ いて、必要な協力をするよう努めなければならない。

(実施者の責務)

第五条 この法律に基づいて自然再生事業を実施しようとす る者(河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)、港湾法(昭 きは、あらかじめ、広く一般の意見を聴かなければならない。

- 5 環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、 遅滞なく、自然再生基本方針を公表しなければならない。
- 6 自然再生基本方針は、自然再生事業の進捗状況等を踏まえ、おおむね五年ごとに見直しを行うものとする。
- 7 第三項から第五項までの規定は、自然再生基本方針の変更について準用する。

(自然再生協議会)

- 第八条 実施者は、次項に規定する事務を行うため、当該実施者のほか、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地の所有者等その他の当該実施者が実施しようとする自然再生事業又はこれに関連する自然再生に関する活動に参加しようとする者並びに関係地方公共団体及び関係行政機関からなる自然再生協議会(以下「協議会」という。)を組織するものとする。
- 2 協議会は、次の事務を行うものとする。
 - 一 自然再生全体構想を作成すること。
 - 二 次条第一項に規定する自然再生事業実施計画の案に ついて協議すること。
 - 三自然再生事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
- 3 前項第一号の自然再生全体構想(以下「自然再生全体構想」 という。)は、自然再生基本方針に即して、次の事項を定め るものとする。
 - 一 自然再生の対象となる区域
 - 二 自然再生の目標
 - 三 協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担
 - 四 その他自然再生の推進に必要な事項
- 4 協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会が 定める。

和二十五年法律第二百十八号)その他の法律の規定に基

<u>前ページへ</u>

<u>次ページへ</u>

<u>目次に戻る</u>

5 協議会の構成員は、相協力して、自然再生の推進に努めなければならない。

(自然再生事業実施計画)

- 第九条 実施者は、自然再生基本方針に基づき、自然再生事業の実施に関する計画(以下「自然再生事業実施計画」という。)を作成しなければならない。
- 2 自然再生事業実施計画には、次の事項を定めるものとする。
 - 一 実施者の名称又は氏名及び実施者の属する協議会の名称
 - 二 自然再生事業の対象となる区域及びその内容
 - 三 自然再生事業の対象となる区域の周辺地域の自然環境との関係並びに自然環境の保全上の意義及び効果
 - 四 その他自然再生事業の実施に関し必要な事項
- 3 実施者は、自然再生事業実施計画を作成しようとするときは、 あらかじめ、その案について協議会において十分に協議す るとともに、その協議の結果に基づいて作成しなければなら ない。
- 4 自然再生事業実施計画は、自然再生全体構想と整合性のとれたものでなければならない。
- 5 実施者は、自然再生事業実施計画を作成したときは、主務 省令で定めるところにより、遅滞なく、主務大臣及び当該自 然再生事業実施計画に係る自然再生事業の対象となる区

し及び自然再生全体構想の写しの送付を受けたときは、これを公表しなければならない。

(自然再生事業実施計画の進捗状況の報告)

第十四条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、自然 再生事業実施計画に基づき自然再生事業を実施する者に 対し、当該自然再生事業実施計画の進捗状況について報 告を求めることができる。

(財政上の措置等)

第十五条 国及び地方公共団体は、自然再生を推進するため に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(自然再生に関するその他の措置)

- 第十六条 国及び地方公共団体は、自然再生に関して行われる自然環境学習の振興及び自然再生に関する広報活動の 充実のために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、地域住民、特定非営利活動法人、 自然環境に関し専門的知識を有する者等が行う自然再生 に関する活動の促進に資するため、自然再生に関する情報 を適切に提供するよう努めるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、自然再生に関する研究開発の推進、 その成果の普及その他の自然再生に関する科学技術の振 興を図るものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、自然再生事業の実施に関連して、

域の所在地を管轄する都道府県知事に、当該自然再生事業実施計画の写し(当該自然再生事業実施計画の添付書類の写しを含む。以下同じ。)及び当該自然再生事業実施計画に係る自然再生全体構想の写し(当該自然再生全体構想の添付書類の写しを含む。以下同じ。)を送付しなければならない。

- 6 主務大臣及び都道府県知事は、前項の規定により自然再 生事業実施計画の写し及び自然再生全体構想の写しの送 付を受けたときは、実施者に対し、当該自然再生事業実施 計画に関し必要な助言をすることができる。この場合におい て、主務大臣は、第十七条第二項の自然再生専門家会議 の意見を聴くものとする。
- 7 第三項から前項までの規定は、自然再生事業実施計画の 変更について準用する。

(維持管理に関する協定)

第十条 自然再生事業の対象区域の全部又は一部について 自然再生に係る維持管理を実施しようとする実施者は、当 該区域の土地の所有者等と協定を締結して、その維持管 理を行うことができる。

(実施者の相談に応じる体制の整備)

第十一条 主務大臣は、実施者の相談に的確に応じることが できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(自然再生事業の実施についての配慮)

第十二条 国の行政機関及び関係地方公共団体の長は、自 然再生事業実施計画に基づく自然再生事業の実施のため 法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、 当該自然再生事業が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切 地域の環境と調和のとれた農林水産業の推進を図るものとする。

(自然再生推進会議)

- 第十七条 政府は、環境省、農林水産省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する自然再生推進会議を設け、自然再生の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。
- 2 環境省、農林水産省及び国土交通省は、自然環境に関し 専門的知識を有する者によって構成する自然再生専門家 会議を設け、前項の連絡調整を行うに際しては、その意見を 聴くものとする。

(主務大臣等)

- 第十八条 この法律における主務大臣は、環境大臣、農林水 産大臣及び国土交通大臣とする。
- 2 この法律における主務省令は、環境大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣の発する命令とする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十五年一月一日から施行する。

(自然再生事業に係る配慮)

2 この法律の施行後五年を経過するまでの間は、自然再生事業については、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)

な配慮をするものとする。

(自然再生事業の進捗状況等の公表)

第十三条 主務大臣は、毎年、自然再生事業の進捗状況を公 表しなければならない。

2 主務大臣は、第九条第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により自然再生事業実施計画の写

の施行状況その他土地の形状の変更、工作物の新設等の 事業に係る自然環境の保全上の支障を防止するための措 置の実施状況等に留意して、適正な配慮がなされるものと する。

(検討)

3 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、 この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基 づいて必要な措置を講ずるものとする。

前ページへ

次ページへ

目次に戻る

自然再生推進法(平成14年法律第148号)

(目的)

第一条 この法律は、自然再生についての基本理念を定め、及び実施者等の責務を明らかにするとともに、自然再生基本方針の策定その他の自然再生を推進するために必要な事項を定めることにより、自然再生に関する施策を総合的に推進し、もって生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「自然再生」とは、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)、自然環境に関し専門的知識を有する者等の地域の多様な主体が参加して、河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林その他の自然環境を保全し、再生し、若しくは創出し、又はその状態を維持管理することをいう。

- 2 この法律において「自然再生事業」とは、自然再生を目的として実施される事業をい う。
- 3 この法律において「土地の所有者等」とは、土地若しくは木竹の所有者又は土地若しくは木竹の使用及び収益を目的とする権利、漁業権若しくは入漁権(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者をいう。

(基本理念)

- 第三条 自然再生は、健全で恵み豊かな自然が将来の世代にわたって維持されるとともに、 生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に 寄与することを旨として適切に行われなければならない。
- 2 自然再生は、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人、自然 環境に関し専門的知識を有する者等の地域の多様な主体が連携するとともに、透明性を確保 しつつ、自主的かつ積極的に取り組んで実施されなければならない。
- 3 自然再生は、地域における自然環境の特性、自然の復元力及び生態系の微妙な均衡を踏まえて、かつ、科学的知見に基づいて実施されなければならない。
- 4 自然再生事業は、自然再生事業の着手後においても自然再生の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを当該自然再生事業に反映させる方法により実施されなければならない。
- 5 自然再生事業の実施に当たっては、自然環境の保全に関する学習(以下「自然環境学習」という。)の重要性にかんがみ、自然環境学習の場として活用が図られるよう配慮されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、地域住民、特定非営利活動法人その他の民間の団体等が実施する自然再生事業について、必要な協力をするよう努めなければならない。

(実施者の責務)

第五条 この法律に基づいて自然再生事業を実施しようとする者(河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)その他の法律の規定に基づき自然再生事業の対象となる区域の一部又は全部を管理する者からの委託を受けて自然再生事業を実施しようとする者を含む。以下「実施者」という。)は、基本理念にのっとり、自然再生事業の実施に主体的に取り組むよう努めなければならない。

(他の公益との調整)

第六条 自然再生は、国土の保全その他の公益との調整に留意して実施されなければならない。

(自然再生基本方針)

第七条 政府は、自然再生に関する施策を総合的に推進するための基本方針(以下「自然再生基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 自然再生基本方針には、次の事項を定めるものとする。
 - 一 自然再生の推進に関する基本的方向
 - 二 次条第一項に規定する協議会に関する基本的事項
- 三 次条第二項第一号の自然再生全体構想及び第九条第一項に規定する自然再生事業実施 計画の作成に関する基本的事項
 - 四 自然再生に関して行われる自然環境学習の推進に関する基本的事項
 - 五 その他自然再生の推進に関する重要事項
- 3 環境大臣は、あらかじめ農林水産大臣及び国土交通大臣と協議して自然再生基本方針の 案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 環境大臣は、自然再生基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、広く一般の意見を聴かなければならない。
- 5 環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、自然再生基本 方針を公表しなければならない。
- 6 自然再生基本方針は、自然再生事業の進捗状況等を踏まえ、おおむね五年ごとに見直し を行うものとする。
- 7 第三項から第五項までの規定は、自然再生基本方針の変更について準用する。

(自然再生協議会)

- 第八条 実施者は、次項に規定する事務を行うため、当該実施者のほか、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地の所有者等その他の当該実施者が実施しようとする自然再生事業又はこれに関連する自然再生に関する活動に参加しようとする者並びに関係地方公共団体及び関係行政機関からなる自然再生協議会(以下「協議会」という。)を組織するものとする。
- 2 協議会は、次の事務を行うものとする。
 - 一 自然再生全体構想を作成すること。
 - 二 次条第一項に規定する自然再生事業実施計画の案について協議すること。
 - 三 自然再生事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
- 3 前項第一号の自然再生全体構想(以下「自然再生全体構想」という。)は、自然再生基本方針に即して、次の事項を定めるものとする。
 - ー 自然再生の対象となる区域
 - 二 自然再生の目標
 - 三 協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担
 - 四 その他自然再生の推進に必要な事項
- 4 協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会が定める。
- 5 協議会の構成員は、相協力して、自然再生の推進に努めなければならない。

(自然再生事業実施計画)

- 第九条 実施者は、自然再生基本方針に基づき、自然再生事業の実施に関する計画(以下 「自然再生事業実施計画」という。)を作成しなければならない。
- 2 自然再生事業実施計画には、次の事項を定めるものとする。
 - 一 実施者の名称又は氏名及び実施者の属する協議会の名称
 - 二 自然再生事業の対象となる区域及びその内容
 - 三 自然再生事業の対象となる区域の周辺地域の自然環境との関係並びに自然環境の保全

上の意義及び効果

四 その他自然再生事業の実施に関し必要な事項

- 3 実施者は、自然再生事業実施計画を作成しようとするときは、あらかじめ、その案について協議会において十分に協議するとともに、その協議の結果に基づいて作成しなければならない。
- 4 自然再生事業実施計画は、自然再生全体構想と整合性のとれたものでなければならない。
- 5 実施者は、自然再生事業実施計画を作成したときは、主務省令で定めるところにより、 遅滞なく、主務大臣及び当該自然再生事業実施計画に係る自然再生事業の対象となる区域の 所在地を管轄する都道府県知事に、当該自然再生事業実施計画の写し(当該自然再生事業実 施計画の添付書類の写しを含む。以下同じ。)及び当該自然再生事業実施計画に係る自然再 生全体構想の写し(当該自然再生全体構想の添付書類の写しを含む。以下同じ。)を送付し なければならない。
- 6 主務大臣及び都道府県知事は、前項の規定により自然再生事業実施計画の写し及び自然 再生全体構想の写しの送付を受けたときは、実施者に対し、当該自然再生事業実施計画に関 し必要な助言をすることができる。この場合において、主務大臣は、第十七条第二項の自然 再生専門家会議の意見を聴くものとする。
- 7 第三項から前項までの規定は、自然再生事業実施計画の変更について準用する。

(維持管理に関する協定)

第十条 自然再生事業の対象区域の全部又は一部について自然再生に係る維持管理を実施しようとする実施者は、当該区域の土地の所有者等と協定を締結して、その維持管理を行うことができる。

(実施者の相談に応じる体制の整備)

第十一条 主務大臣は、実施者の相談に的確に応じることができるよう必要な体制の整備を 図るものとする。

(自然再生事業の実施についての配慮)

第十二条 国の行政機関及び関係地方公共団体の長は、自然再生事業実施計画に基づく自然 再生事業の実施のため法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該自然再 生事業が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。

(自然再生事業の進捗状況等の公表)

第十三条 主務大臣は、毎年、自然再生事業の進捗状況を公表しなければならない。

2 主務大臣は、第九条第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により 自然再生事業実施計画の写し及び自然再生全体構想の写しの送付を受けたときは、これを公 表しなければならない。

(自然再生事業実施計画の進捗状況の報告)

第十四条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、自然再生事業実施計画に基づき自然再生事業を実施する者に対し、当該自然再生事業実施計画の進捗状況について報告を求めることができる。

(財政上の措置等)

第十五条 国及び地方公共団体は、自然再生を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(自然再生に関するその他の措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、自然再生に関して行われる自然環境学習の振興及び自然 再生に関する広報活動の充実のために必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を 有する者等が行う自然再生に関する活動の促進に資するため、自然再生に関する情報を適切 に提供するよう努めるものとする。

- 3 国及び地方公共団体は、自然再生に関する研究開発の推進、その成果の普及その他の自然再生に関する科学技術の振興を図るものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、自然再生事業の実施に関連して、地域の環境と調和のとれた農林水産業の推進を図るものとする。

(自然再生推進会議)

第十七条 政府は、環境省、農林水産省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって 構成する自然再生推進会議を設け、自然再生の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るため の連絡調整を行うものとする。

2 環境省、農林水産省及び国土交通省は、自然環境に関し専門的知識を有する者によって構成する自然再生専門家会議を設け、前項の連絡調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

(主務大臣等)

第十八条 この法律における主務大臣は、環境大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。

2 この法律における主務省令は、環境大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣の発する命令とする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十五年一月一日から施行する。

(自然再生事業に係る配慮)

2 この法律の施行後五年を経過するまでの間は、自然再生事業については、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)の施行状況その他土地の形状の変更、工作物の新設等の事業に係る自然環境の保全上の支障を防止するための措置の実施状況等に留意して、適正な配慮がなされるものとする。

(検討)

3 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

問い合わせ先

自然再生推進法は、環境省、農林水産省、国土交通省の3省が共同で担当しています。 ご質問・ご意見等がございましたら、下記の窓口あるいはお近くの3省の関係機関 (自然保護事務所、地方農政局、森林管理局、地方整備局等)にお問い合わせください。

環境省 自然環境局 自然環境計画課 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL: 03-5521-8275 FAX: 03-3591-3228

農林水産省 大臣官房 環境政策課 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL:03-3502-8056 FAX:03-3591-6640

国土交通省 総合政策局 国土環境・調整課 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

TEL:03-5253-8268 FAX:03-5253-1550

自然再生に関する情報は、環境省ホームページ

http://www.env.go.jp/nature/saisei/law-saisei/index.html

にも掲載しています。

前ページへ 表紙ページへ